

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労使トラブル法律相談Q&A](#) | [女性差別・均等法](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

## 女性差別・均等法

### 21 女性差別・均等法

**Q** 私の会社では、コース別雇用を行い、総合職は全国転勤の可能性があり、一般職は静岡県内での転勤にとどまる者という区分をし、賃金処遇を異にしています。また、家族手当について世帯主にのみ支給するという取扱いをしており、このような取扱いにより女性社員が賃金面で低い処遇を受けていますが問題はありますか。

**P O I N T**

- コース別雇用制度は、男女別に採用する制度運用ですと、均等法違反ですし、総合職を男女とも募集するとしても転勤条件については間接差別になる可能性があります。
- 賃金処遇面での世帯主条項の取扱いは法的に問題となります。
- 間接差別は、均等法7条において禁止され、対象として3項目が厚生労働省令で定められています。

**A** 1. コース別雇用制度  
コース別雇用制度は、主に季節的な職務に従事し幹部社員として登用される総合職と、主に定型的な職務に従事し幹部社員への登用を予定せず転勤を伴わない一般職とに区分して雇用の制度です。均等法は、雇用の全ステージの性別による差別を禁止していますから（平成19年4月から、均等法は従来の女性差別禁止から男女双方に対する差別を禁止する法律に変わりました。）、総合職について男性のみを採用し、一般職について女性のみを採用するということは、均等法違反となります。男女ともに、その希望により総合職と一般職に振り分けて採用するという制度は、従前は均等法違反であることは困難でした。均等法改正により、コース別雇用管理制度における総合職の募集・採用にあたり、転居を伴う転勤に応じ

ることができる者のみを対象とすることや、複数ある総合職の採用の基準の中に、転勤要件が含まれていること等は間接差別として禁止されることになりました。

#### 2. 世帯主条項

世帯主は、行政上の住民票記載事項ですが、一般的に夫（男性）がなることが多いものといえます。このような世帯主であるか否かによって賃金処遇面での取扱いを異にした場合、法的にどう考えるかについて、家族手当の支給要件として世帯主としたことに関して、日産自動車事件（東京地裁判決平元・1・26）では、世帯主を「夫と妻のいずれか収入額の多い方」と定義しており、支給要件には違法性はないとし、岩手銀行事件（仙台高裁判決平4・1・10）では、世帯主条項に関して明示的に女性を排除するような規定を設けていた点で均等法4条違反で無効であるとしています。また、三陽物産事件（東京地裁判決平6・6・16）は、年齢を基準とする基本給の支給に関して、世帯主に対してのみ昇給を認めるという賃金制度に関して、女性労働者に対して男性労働者に比べて低く抑える結果となることを容認して制定運用していた基準であるとして、違法・無効であるとしています。

#### 3. 間接差別

均等法が改正され、平成19年4月より、間接差別が禁止されることになりました。間接差別とは、①性別以外の要件で、②他の性の構成員に比較して、一方の性の構成員に相当程度の不利益を与えるもので、③合理的な理由がないものとされています（均等法7条）。そして、厚生労働省令により、この間接差別については、前述したコース別雇用管理における総合職の募集・採用にあたって、転居を伴う転勤に応じることが要件とすることのほか、募集・採用にあたって、労働者の身長、体重または体力を要件とすること、昇進にあたり、転勤の経験があることを要件とすることの3項目が対象として列挙されました（均等法規則2条）。なお、これらの要件についても、職務と特に関連あるなど合理的な理由があれば間接差別にはなりません（平18厚生労働省告示614号：指針第3）。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

## Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[教育カリキュラム](#)

[日本国憲法](#)

[傾聴](#)

[語り部スキル](#)

[▶ キーワード検索はこちら](#)

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.